

太田市社会福祉法人指導監査実施要綱

太田市社会福祉法人指導検査実施要綱（平成25年4月1日太田市制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき市が実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査に関し、社会福祉法人指導監査実施要綱（社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知別添。以下「国要綱」という。））に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一般監査の実施手順）

第2条 市長は、指導監査のうち一般監査を行う場合においては、法人の代表者に対し、一般監査の根拠法令及び目的、実施日時、対象、実施職員、事前提出資料、当日に必要とする書類等について、あらかじめ文書により実施予定日の前々月の末日を目安として通知するものとする。

2 市長は、法人の代表者に対し、一般監査の実施予定日の2週間前までに、別に定める自主点検表及び関係資料の提出を求めるものとする。

3 一般監査は、面談方式により、提出された自主点検表及び関係資料に基づいて、法人の代表者その他法人の職員から説明を求め、及び関係書類を確認することによって行う。

4 市長は、一般監査を実施するに当たっては、その効果を高めるために、必要に応じて、一般監査担当職員に加え、法人所管課の職員に対し、一般監査への立会いを求めるものとする。

5 市長は、一般監査に係る指導の結果について、国要綱に定める文書指摘又は口頭指摘の区別を明記し、当該一般監査の実施後、おおむね1か月以内に、文書により法人の代表者に通知するものとする。

6 市長は、前項の規定により通知した文書指摘に係る事項について、法人の代表者に対して、当該通知の発送日からおおむね1か月後に当たる日で当該通知に記載した日までに、社会福祉法人指導監査改善状況報告書（別記様式）により報告を求めるものとする。

7 市長は、前項の社会福祉法人指導監査改善状況報告書が提出された場合においては、必要に応じて、現地で状況の確認を行うものとする。

（特別監査の実施手順）

第3条 市長は、指導監査のうち特別監査を実施する場合には、法人の代表者に対し、特別監査の根拠法令及び目的、実施日時、対象、実施職員等をあらかじめ文書により通知するものとする。ただし、特別監査は随時実施するため、その目的及び効果を勘案し、あらかじめ通知する必要がないと考えられる場合は、実施の際に通知するものとする。

2 市長は、特別監査を実施する場合には必要があると認めるときは、法人の代表者に対し、前条第2項の自主点検表及び関係資料の提出を求めるものとする。

3 前条第4項から第7項までの規定は、特別監査について準用する。

(その他)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。